

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年2月16日（令和5年（行情）諮問第202号，同第203号及び同第206号）

答申日：令和5年6月5日（令和5年度（行情）答申第101号，同第102号及び同第105号）

事件名：陸幕だより（第560号）の開示決定に関する件（文書の特定）
陸幕だより（第561号）の開示決定に関する件（文書の特定）
陸幕だより（第565号）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる3文書（以下「本件請求文書」という。）の各開示請求につき，別紙の2に掲げる3文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成28年11月24日付け防官文第19864号，同月30日付け同第20013号及び平成29年4月3日付け同第5328号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，各審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである（添付資料は省略する）。

(1) 審査請求書1（原処分1及び原処分2について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので，履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

(2) 審査請求書2（原処分3について）

上記（1）のとおり。

(3) 審査請求書3（原処分3について）

原本と異なる文書が特定されたか、原本が加工されて複写の交付が行われている。

「個人情報（部内限り）」との表記（裏面参照）にバツ印が加えられているが、原本はそうになっていないはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成28年11月24日付け防官文第19864号、同月30日付け同第20013号及び平成29年4月3日付け同第5328号により、法9条1項の規定に基づく各開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年1か月及び約5年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、原処分においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。
- (5) 審査請求人は、原処分3について、「原本と異なる文書が特定されたか、原本が加工されて複製の交付が行われている」と主張するが、適切に対応している。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月16日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第20

- 2号，同第203号及び同第206号)
② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
③ 同年5月18日 審議(同上)
④ 同月31日 令和5年(行情)諮問第202号，同第203号及び同第206号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書(電磁的記録)を特定し，開示する各決定(原処分)を行った。

これに対し，審査請求人は，紙媒体の特定等を求めているところ，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性(紙媒体の保有の有無)について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性(紙媒体の保有の有無)について

(1) 審査請求人は，本件対象文書の紙媒体の特定を求めているところ，諮問庁は，上記第3の2(1)及び(4)において，本件対象文書については，プレゼンテーションソフトを利用して電磁的記録として作成したものであり，紙媒体は保有していない旨説明する。

(2) そこで，当審査会において，各諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ，本件対象文書は，いずれも，スライド形式で作成された文書であることが認められ，プレゼンテーションソフトを利用して電磁的記録として作成したものであり，紙媒体は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然，不合理な点は認められない。

(3) このような本件対象文書の作成方法や様式に加え，他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば，防衛省において，本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められず，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の各開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した各決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦，委員 常岡孝好，委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 『陸幕だより』2016年9月発行分。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。
- (2) 『陸幕だより』2016年10月発行分。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。
- (3) 『陸幕だより』2017年1月発行分。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

2 本件対象文書

- (1) 陸幕だより第560号(28.9.29)
- (2) 陸幕だより第561号(28.10.27)
- (3) 陸幕だより第565号(29.1.31)